

1 愛媛県青少年保護条例について

(令和4年4月に愛媛県が刊行した「愛媛県青少年保護条例の解説」より)

【夜間外出の制限】

第12条 保護者は、みだりに青少年を夜間遅くまで外出させないように努めなければならない。

2 何人も、正当な理由がある場合を除くほか、保護者の委託又は承認を受けないで、深夜(午後11時から翌日午前4時までの間をいう。以下同じ。)に青少年を同伴して外出してはならない。

「みだりに」とは、社会生活上正常だとは認められない程度を指し、「夜間遅く」とは、深夜よりは広い時間帯であり、保護者は、外出すれば深夜となるような時間には、青少年を外出させないようにしなければならないとあります。なお、労働基準法第61条、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第22条及び児童福祉法第34条で、午後10時以降の業務従事や営業所への立入を禁止していることを考慮すると、一般的には午後10時以降の外出を夜遅くと解することが適当と考えられます。

【深夜における興行場等への立ち入り制限】

第13条 次に掲げる者は、当該営業の場所に深夜において青少年を立ち入らせてはならない。

- (1) 興行者
- (2) 設備を設置して客に図書類等を貸与し、見せ、読ませ、又は聞かせることを業とする者
- (3) 端末設備を設置して客にインターネットを利用させることを業とする者
- (4) 設備を設置して客に遊戯又はスポーツを行わせることを業とする者

2 前項各号に掲げる者(以下「興行者等」という。)は、当該営業の場所に立ち入ろうとする者の見やすい箇所に、深夜における青少年の立ち入りを禁止する旨の掲示をしなければならない。

本項は、興行者と第2号から第4号までの施設の経営者に対し、「(設備を設置して客に遊戯又はスポーツを行わせることを業とする者」とは、ボーリング場、スケート場、ビリヤード場、卓球場、カラオケボックス等が考えられる。)深夜において青少年を立ち入らせることを禁止したもので、保護者の同伴に関わりなく禁止するものです。また、既に施設に立ち入っている青少年に対しては、深夜の時間となった場合、ただちに退出を求めることになります。なお、本項の規定に違反した場合、条例第18条第5項第2号の規定により、罰則(20万円以下の罰金又は科料)が適用されます。

以上のことから、児童生徒は深夜外出の制限があることや、保護者同伴であっても深夜における興行場等への立ち入りは制限されていることをご指導ください。

2 松山市教育委員会からのお知らせ

保護者の皆様へ

愛媛県青少年保護条例第12条において、保護者は、みだりに青少年を夜間遅くまで外出させないように努めなければならないとあります。なお、夜間遅くとは「愛媛県青少年保護条例の解説」や諸法令を鑑みると、一般的には午後10時以降の外出を夜遅くと解することが適当と考えられます。

また、第13条では、興行者やインターネットカフェ、ボーリング場、スケート場、ビリヤード場、卓球場、カラオケボックス等の経営者に対して、深夜において保護者同伴に関わりなく青少年を立ち入らせることを禁止しています。

つきましては、子どもたちの生活習慣の乱れを引き起こすことや深夜外出への抵抗感を下げ、将来の単独外出を助長する恐れもあることから、青少年の健全育成のためご協力をお願いします。